

# 小見川浄水場更新工事

## 審査講評

令和5年3月

香取市

## 目 次

第 1 章	事業概要等	1
第 2 章	民間事業者の選定方法と技術審査会の設置	2
第 3 章	審査結果の概要	3
第 4 章	総評	10

## 第1章 事業概要等

### 1 工事名

小見川浄水場更新工事

### 2 工事箇所

香取市小見川4854-1

### 3 工事期間

契約締結日の翌日から令和10年10月3日まで

### 4 工事の概要

#### (1) 目的

現在、香取市は小見川・山田地区水道事業と栗源地区簡易水道事業に係る浄水場の更新に合わせ、水道施設の統廃合を行うとともに、小見川～山田間の老朽化した基幹管路（送水管）を更新し耐震化を図り、水道事業の経営基盤の強化及び安全で良質な水道水を安定的かつ効率的に供給する事業を進めている。小見川浄水場更新工事は、これらの事業の一環として、現地建て替えによる更新を行う。

#### (2) 工事概要（施設処理能力 15,800 m<sup>3</sup>/日）

- ① 土 木 凝集沈殿池、粒状活性炭吸着池、急速ろ過池、配水池、洗浄排水池、場内配管、場内整備、既設施設撤去一式
- ② 建 築 管理本館、配水ポンプ棟 既設施設撤去一式
- ③ 電気設備 上記土木建築に係る電気設備
- ④ 機械設備 上記土木建築に係る機械設備



(イメージ図)

## 第2章 民間事業者の選定方法と技術審査会の設置

### 1 選定方法

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方式（総合評価一般競争入札）のうち、入札価格及び技術的要件を総合的に評価して落札者を決定する型式（総合評価方式）により実施した。まず入札参加資格審査を行い、提案内容の審査（技術評価点の審査、入札価格評価点の算定、総合評価点の算定）を行った。

### 2 小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会の設置

審査に当たっては、学識経験者及び市の職員で構成する「小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会」（以下「小見川浄水場技術審査会」という。）を設置し、技術提案書等の審査を行った。

### 3 選定スケジュール

小見川浄水場技術審査会の開催状況及びその他民間事業者の選定スケジュールは、以下に示すとおりである。

#### 民間事業者の選定スケジュール

スケジュール	内 容
令和 4 年 7 月 15 日	●第1回小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会 会長、副会長の選出、事業概要説明、入札公告（素案）、落札者決定基準（素案）等の審議
令和 4 年 9 月 16 日	●第2回小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会 入札公告（案）、様式集（案）、整備スケジュール説明、サウンディング調査報告、入札参加資格（案）、低入札価格調査実施要領、今後のスケジュール等の審議
令和 4 年 10 月 5 日	入札公告及び入札関連資料公表・配布
令和 4 年 10 月 5 日～11 月 28 日	契約書（案）、設計図書及び仕様書の閲覧・配布
令和 4 年 10 月 11 日～11 月 4 日	本事業に関する質問の受付
令和 4 年 11 月 18 日	本事業に関する質問回答公表
令和 4 年 10 月 24 日～11 月 28 日	特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請の受付
令和 4 年 12 月 1 日	資格確認通知書の通知
令和 4 年 12 月 5 日～12 月 16 日	入札書、技術評価点に係る証明書類及び技術提案書の提出
令和 5 年 2 月 7 日	●第3回小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会（前半） 技術評価点に係る証明書類及び技術提案書の審査
令和 5 年 2 月 7 日	開札
令和 5 年 2 月 7 日	●第3回小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会（後半） 総合評価点の確定及び落札候補者の決定
令和 5 年 2 月 7 日	審査講評（案）について
令和 5 年 2 月 10 日	落札者の決定について公表

### 第3章 審査結果の概要

#### 1 入札参加者

令和4年10月5日に入札公告を行った本事業では、3グループから入札参加資格審査申請書、入札書、資格審査書類、技術提案書が提出された。

##### 入札参加者

グループ名	Aグループ	Bグループ	Cグループ
代表企業	大成建設株式会社	株式会社奥村組	戸田建設株式会社
構成企業	株式会社鈴木組	石井工業株式会社	常総開発工業株式会社

#### 2 入札参加資格確認審査（事前審査）

本事業の入札参加者が備えるべき要件等を満たしているか入札参加資格の確認審査を行った。3グループの代表企業及び構成企業は、入札参加資格をすべて充足しており、適格と判断された。

なお、本工事の入札に参加する者に必要な資格等は、次のとおりである。

##### (1) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

ア 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型）で施工するものとする。

イ 共同企業体の構成員は、3社以内とする。

ウ 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、構成員2社の場合15%以上、構成員3社の場合10%以上であること。

##### (2) 共同企業体における全ての構成員の資格等に関する事項

ア 各構成員は、別に配布する特定建設工事共同企業体協定書を締結しなければならない。

イ 本工事の公告の日（以下「公告日」という。）において、令和4～5年度香取市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から本工事の落札決定の日までの間受けていないこと。

ウ 次の届出の義務を履行していないもの（当該届出の義務がないものを除く。）でないこと。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務。

b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務。

c 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

a 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の開札日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

b 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

c 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

d 同一人が代表者となる者で、本入札に重複して入札参加申請をしているもの。

オ 本工事の共同企業体の構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

- カ 経常建設共同企業体、事業協同組合及び復旧・復興建設工事共同企業体は、共同企業体の構成員となることはできない。
- キ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- ク 本工事に係る設計業務等の受注者（日本水工設計株式会社）又は、当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ケ 本工事に係る発注支援業務等の受注者（株式会社佐藤総合計画）又は、当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (3) 共同企業体における代表者（以下「代表構成員」という。）の資格等に関する事項
- ア 代表構成員の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率であること。
- イ 代表構成員は、構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。
- ウ 資格者名簿に水道施設工事で掲載されている者のうち、水道施設工事業について建設業法（昭和24年法律第100号。）に基づく特定建設業の許可を受けている者で、名簿掲載時の水道施設工事に係る経営事項審査の総合評定値（P）が1,200点以上である者。
- エ 過去15年間に本工事と同種工事（処理能力15,000 m<sup>3</sup>/日以上浄水場における次の施設のいずれかに係る構造物の工事（新設、増設、耐震補強又は更新工事に限る））を元請として施工実績を有すること（設計施工一括（DB、DBO、DBM等）を含む）。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員のものに限る。上記の次の施設とは、凝集沈殿池、急速ろ過池、粒状活性炭吸着池、配水池（配水池についてのみ、処理能力に関わらず有効容量2,000 m<sup>3</sup>以上）のいずれかをいう。
- オ 本工事に次の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できる者であること。
- a 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（恒常的な雇用関係とは本入札の資格確認申請期限日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。）。
- b 水道施設工事業について、監理技術者の資格を有する者。
- c 過去15年間に、本工事と同種工事で、次の施設のいずれかに係る構造物の工事（新設、増設、耐震補強又は更新工事に限る）を元請の監理技術者として施工経験を有する者。上記の次の施設とは、浄水施設（管渠及び建築のみを除く）、配水施設（配水管及び付属設備を除く）のいずれかをいう。
- (4) 共同企業体における代表構成員以外の構成員の資格等に関する事項
- ア 千葉県内に建設業法に基づく土木一式工事業の許可を受けた本店がある者。又は、香取市内に支店若しくは営業所がある者。
- イ 資格者名簿に土木一式工事で掲載されている者のうち、土木一式工事業について建設業法（昭和24年法律第100号。）に基づく特定建設業の許可を受けている者で、名簿掲載時の土木一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（P）が820点以上である者。
- ウ 過去15年間に、本工事と同種工事（導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設のいずれかに係る工事）を元請として施工した実績を有すること（設計施工一括（DB、DBO、DBM等）を含む）。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、代表構成員であること。
- エ 本工事に次の条件を満たす技術者を専任で配置できる者であること。
- a 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（恒常的な雇用関係とは本入札の資格確認申請期限日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。）。
- b 土木工事業について、監理技術者の資格を有する者。
- c 過去15年間に、本工事と同種工事（導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設のいずれかに係る工事（新設、増設、耐震補強又は更新工事に限る。））を元請けの監理技術者又は主任技術者として施工経験を有する者。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 総合評価の方法

入札価格に基づいて算定した価格評価点及び技術的要件の評価による技術評価点との和（以下「評価点合計」という。）によるものとする。

$$\text{評価点合計} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点及び技術評価点の配点は、価格評価点が80点、技術評価点が20点とする。

(3) 価格評価点は、入札参加者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第3位を切り捨てして算定する。

$$\text{価格評価点} = 80 \text{点} (\text{価格評価点の配点}) \times \text{最低入札価格} / \text{入札価格}$$

※最低入札価格は、失格基準価格を下回った入札価格を除く。

#### (4) 技術評価点の算定方法

技術評価点を算定する評価項目及び評価基準は、技術評価点その1及び技術評価点その2のとおりとし、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

	区分	評価項目	評価細目	配点及び評価基準		
				配点	評価基準	
技術評価点 その1 (実績) (4%)	企業の技術力	代表構成員の企業の施工能力	① 同種工事の施工実績	2	1	施設能力 15,000 m <sup>3</sup> /日以上と同種工事（既存施設敷地内の更新工事）の実績あり（1点）
			過去15年間に引渡し済の施設能力 15,000 m <sup>3</sup> /日以上と同種工事（既存施設敷地内の更新工事）の施工実績			なし（0点）
			② 工事成績	1	申請する件数に応じて、右の配点を加点	80.0点以上（0.25点）
			過去15年間の本工事と同種工事での工事成績（申請は最大4件とする）			77.5点以上 80.0点未満（0.2点）
	75.0点以上 77.5点未満（0.15点）					
	72.5点以上 75.0点未満（0.1点）					
	70.0点以上 72.5点未満（0.05点）					
	配置予定技術者の技術力	代表構成員の配置予定技術者の能力	③ 配置予定技術者の施工経験	2	1	同種工事の施工経験（1点）
			過去15年間に引渡し済の同種工事の施工実績			その他の施工経験（0点）
			④ 配置予定技術者の工事成績	1	申請する件数に応じて、右の配点を加点	80.0点以上（0.25点）
過去15年間の本工事と同種工事での工事成績（申請は最大4件とする）			77.5点以上 80.0点未満（0.2点）			
			75.0点以上 77.5点未満（0.15点）			
			72.5点以上 75.0点未満（0.1点）			
	70.0点以上 72.5点未満（0.05点）					
		小計	4			

	区分	設問	配点		配点項目	評価ポイント
	技術評価点 その2 (提案) (16%)	工期短縮	具体的な工期短縮期間について提案するとともに、それを可能にする工夫等を提案する ただし、180日未満は評価の対象としない	2	2	工期短縮期間及びその十分な根拠
品質管理（水質及び切替）		既存施設を使いながらの更新工事において、水質を常に保ち安定した供給を行うための工夫について具体的に記述する	5	2	切替え時の汚濁水流入防止、洗浄の理解度	各施設の既設から新設への切替え時における汚濁水流入の防止（施設（躯体水槽）の洗浄、管洗浄・洗浄排水方法）について十分に理解し、断水の危険性のない優れた提案をしているか。
				2	既存施設を使いながらの切替えにおける仮設計画や施工品質等の確保、切替え方法の理解度	既設設備の機能を生かしたまま施工をするための仮設設備や施工管理・品質確保のため情報の一元化等に関する対応（CIM等の導入等）の検討、確実に水を供給するための切替えのタイミング、監視制御設備の切替え等、新設備への切替え手順・方法について優れた提案をしているか。
				1	季節性の用水需要や切替え時における運用上の懸念事項への理解度	季節性の用水需要、既設と新設の機能切替え時の水等への影響及び懸念事項とその対策について十分な理解をしているか。
地域貢献		下請負契約のうち市内企業・準市内企業の金額割合	4	2	参加者Aの得点＝参加者Aの提案金額÷参加者中の最高提案金額×2（点） 労務を含むものとし、材料だけの調達は含まないものとする。	
		地域精通度（緊急時の施工体制） 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店・支店等の有無		2	香取市内に本店あり（2点） （共同企業体の構成員を含む） 香取市内に支店若しくは営業所あり（1点） （共同企業体の構成員を含む）	
安全管理		周辺住民、通学路、周辺環境に配慮した敷地周辺の安全対策について記述する	3	1	周辺住民の安全対策	通学路や、近隣住民の散策路と重なる工事車両の通路において、交通安全対策について優れた提案をしているか。
				2	敷地内での安全対策	狭隘敷地において施設管理者の動線を確保しながら施工する仮設計画について優れた提案をしているか。
施工体制		発注者や浄水場との綿密な連絡調整体制について具体的に記述する	2	2	発注者や運営事業者と情報共有方法及び連絡方法	長い事業期間の連絡体制において、継続した連絡調整を可能とするための工夫としてICT（ASP（工事情報共有システム）、CIM等）の導入について優れた提案をしているか。
小計			16			



#### 4 技術評価点の審査

技術提案書の内容について、第3回小見川浄水場技術審査会において各委員が1次採点を行い、集計の採点結果を基に、委員全員の合議により各提案加点項目の最終採点を決定した。

##### 技術評価点その1

	区分	評価項目	配点及び評価基準		Aグループ	Bグループ	Cグループ	
			配点	評価基準				
技術評価その1 4点	企業の技術力	① 同種工事の施工実績 過去15年間に引渡しの済んだ施設能力15,000 m <sup>3</sup> /日以上 の同種工事（既存施設敷地内の更新工事）の施工実績	2	1	施設能力15,000 m <sup>3</sup> /日以上 の同種工事（既存施設敷地内の更新工事） の実績あり	0.00	0.00	
		② 工事成績 過去15年間の本工事と同種工事での 工事成績（申請は最大4件とする）		1	申請する件数に応じて、 配点を加点	1.00	0.75	
	配置予定技術者の技術力	③ 配置予定技術者の施工経験 過去15年間に引渡しの済んだ 同種工事の施工実績	2	1	同種工事の施工経験	1.00	1.00	
		④ 配置予定技術者の工事成績 過去15年間の本工事と同種工事での 工事成績（申請は最大4件とする）		1	申請する件数に応じて、 配点を加点	0.00	0.10	
	小計			4		2.00	1.85	

##### 技術評価点その2

	区分	評価項目	配点及び評価基準		Aグループ	Bグループ	Cグループ	
			配点	評価基準				
技術評価その2 16点	工期短縮	具体的な工期短縮期間について提案するとともに、それを可能にする工夫等を提案する ただし、180日未満は評価の対象としない	2	2	工期短縮期間及びその十分な根拠	2.00	2.00	
	品質管理（水質及び切替）	既存施設を使いながらの更新工事において、水質を常に保ち安定した供給を行うための工夫について具体的に記述する	5	2	切替え時の汚濁水流入防止、洗浄の理解度	2.00	0.33	
				2	既存施設を使いながらの切替えにおける仮設計画や施工品質等の確保、切替え方法の理解度	1.00	0.75	
				1	季節性の用水需要や切替え時における運用上の懸念事項への理解度	1.00	1.00	

地域貢献	下請負契約のうち市内企業・準市内企業の金額割合	4	2	参加者Aの得点 =参加者Aの提案金額÷参加者中の最高提案金額×2(点) 労務を含むものとし、材料だけの調達は含まないものとする	2.00	0.89	
	地域精通度(緊急時の施工体制) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく本店・支店等の有無(共同企業体の構成員を含む)		2	香取市内に本店あり(2点) 香取市内に支店若しくは営業所あり(1点)	2.00	2.00	
安全管理	周辺住民、通学路、周辺環境に配慮した敷地周辺の安全対策について記述する	3	1	周辺住民の安全対策	1.00	1.00	
			2	敷地内での安全対策	2.00	2.00	
施工体制	発注者や浄水場との綿密な連絡調整体制について具体的に記述する	2	2	発注者や運営事業者と情報共有方法及び連絡方法	2.00	2.00	
小計		16			15.00	11.97	

## 5 価格評価点の審査

令和5年2月7日に開札を行い、3グループのうち2グループの入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。小見川浄水場技術審査会では、開札結果の報告を受け、以下に示す方法により入札価格評価点を算出した。

価格評価点は入札参加者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第3位を切捨てして算定する。

$$\text{価格評価点} = 80 \text{ 点 (価格評価点の配点)} \times \text{最低入札価格} / \text{入札価格}$$

※最低入札価格は、失格基準価格を下回った入札価格を除く。

### 価格評価点結果(消費税及び地方消費税を含まない)

項目	Aグループ	Bグループ	Cグループ
入札価格	7,338,000,000円	7,200,000,000円	無効 (予定価格を超える入札のため)
価格評価点	78.49	80.00	

## 6 総合評価

技術評価点と入札価格評価点を合計し、以下の方法により総合評価点を算出した。

### 総合評価点の算出

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{入札価格評価点}$$

### 総合評価の結果

項目	Aグループ	Bグループ	Cグループ
①技術評価点その1	2.00	1.85	
②技術評価点その2	15.00	11.97	
③価格評価点	78.49	80.00	
総合評価点	95.49	93.82	

## 7 落札候補者の決定

小見川浄水場技術審査会は、総合評価の結果から大成建設株式会社を代表企業、株式会社鈴木組を構成員とするAグループを落札候補者として決定した。

## 第4章 総評

本事業は、老朽化した浄水処理施設を現地建て替えによる更新工事を行い、良質な水の安定的かつ継続的な供給を目的としている。狭隘な敷地内において、既存施設を運用しながらのスクラップアンドビルドという難易度の高い工事である。

本事業には3グループが参加を表明し、技術提案書の提出を受けた。その内容は、本工事の特性を的確に捉えたものであるとともに、設計図書等を踏まえたうえで諸条件を理解し、民間事業者の創意工夫及びノウハウが盛り込まれた優れた提案であった。

総合評価技術審査会では、厳正かつ公正に審査を行い、技術面及び価格面を総合的に評価した結果、大成建設株式会社を代表企業とするAグループを落札候補者として決定した。

今後、市と落札候補者が良好なパートナーシップを構築し、安全で安定した給水を行うために誠意を持った十分な協議が行われるとともに、工期短縮や地域貢献などの提案内容が確実に実行され、DXの技術を活用した円滑な施工を期待する。

最後に、技術提案書の作成にあたって、3グループとも多大なご尽力をいただいたことに対し、深い敬意と心よりの感謝を申し上げる。

令和5年3月30日

小見川浄水場更新工事総合評価技術審査会

会長 内海 秀幸